

横浜市特定生産緑地指定要領

制定 令和元年10月1日 環創農第716号（局長決裁）

改正 令和3年8月2日 環創農第159号（局長決裁）

改正 令和4年7月6日 環創農第365号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に規定する特定生産緑地の指定及び事務手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（指定要件）

第2条 指定する特定生産緑地は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 原則として、一つの箇所番号について合計300平方メートル以上の規模の区域であること。
- (2) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地等でないこと。

（指定の申請）

第3条 横浜市長（以下「市長」という。）は、法第10条の2第1項の規定に基づき生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該特定生産緑地に指定しようとする生産緑地の農地等利害関係人から、特定生産緑地指定申請書（第1号様式）及び特定生産緑地指定同意書（第2号様式）をもって申請させるものとする。

（指定の提案）

第4条 法第10条の4第1項に規定する特定生産緑地の指定を提案しようとする生産緑地所有者は、特定生産緑地指定提案書（第3号様式）、提案生産緑地明細書（第4号様式）及び提案特定生産緑地指定同意書（第5号様式）を市長に提出するものとする。なお、指定しようとする生産緑地に、提案者のほかに農地等利害関係人が存在する場合は、提案者は農地等利害関係人全員の合意を得たうえで提案するものとする。

（指定の申請及び提案に必要な書類）

第5条 第3条に規定する指定の申請又は第4条に規定する指定の提案をする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 当該地の公図
- (3) 農地等利害関係人の印鑑登録証明書
- (4) 前1号と前3号に記載される農地等利害関係人の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (5) 特定生産緑地指定に伴い分筆を行う場合は、当該地の地積測量図
- (6) 前条の規定による指定の提案をする場合は、当該地の案内図
- (7) その他市長が特に必要とする書類等

（指定の受付期間）

第6条 市長は、第3条に規定する指定の申請又は第4条に規定する指定の提案を受け付ける期間につい

て、市のホームページ等において、あらかじめ周知するものとする。

(指定する場合)

第7条 市長は、法第10条の2第1項の規定に基づき生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該生産緑地の申出基準日までに横浜市都市計画審議会の意見を聴いたうえで指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による特定生産緑地の指定をしたときは、横浜市報により公示するとともに、特定生産緑地指定通知書（第6号様式）により農地等利害関係人に通知するものとする。

(指定しない場合)

第8条 市長は第4条の規定による指定の提案があった生産緑地を、特定生産緑地に指定しないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第7号様式）により当該提案者に通知するものとする。

(指定の期限の延長)

第9条 市長は、法第10条の3第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定の期限を延長しようとするときは、当該特定生産緑地の農地等利害関係人から特定生産緑地指定期限の延長申請書（第8号様式）及び特定生産緑地指定期限の延長同意書（第9号様式）をもって申請させるものとする。

2 第5条及び第6条並びに第7条第1項の規定は、前項の規定による指定の期限の延長について準用する。

3 市長は、前項の規定による特定生産緑地の指定の期限の延長をしたときは、横浜市報により公示するとともに、特定生産緑地指定期限の延長通知書（第10号様式）により農地等利害関係人に通知するものとする。

(指定の解除)

第10条 市長は、法第10条の6第1項に基づき特定生産緑地の指定を解除したときは、横浜市報により公示するとともに、特定生産緑地指定解除通知書（第11号様式）により、農地等利害関係人に通知するものとする。

附則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附則（令和3年8月2日 環創農第159号）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和3年8月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の各様式による用紙については、令和4年11月12日以前の申請及び提案において、なお使用することができる。

附則（令和4年7月6日 環創農第365号）

（施行期日）

この要領は、令和4年7月6日から施行する。

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号 _____

申請者 住所 _____

(代表者) 氏名 _____

電話番号 _____ (_____)

特定生産緑地指定申請書

生産緑地法第 10 条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定について、「特定生産緑地指定同意書」(第2号様式)のとおり農地等利害関係人の同意を取得しましたので、次の生産緑地について特定生産緑地の指定を申請します。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">確認欄</div>	<input type="checkbox"/>	次の全ての生産緑地について適正な農地管理を行っています。 (適正な農地管理を行っている場合、□にチェックを付けてください。)
--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	-------------------------------------------------------------------

<特定生産緑地への指定希望記入表> 指定を希望しない土地については二重線を記載してください。

筆の 番号	所在・地番	地積(m ²)	生産緑地指定日	申出基準日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

申請書の枚数について	生産緑地の一つの箇所番号につき、1枚必要です。
土地の数が多い方	土地の数が多く表面に収まらない場合、裏面にも記載がありますので御確認ください。
一つの土地の一部指定を希望する方	地積に二重線を記載し、指定希望面積を余白に記載してください。指定には分筆を行っていただいたうえで地積測量図の提出が必要です。なお、指定要件がありますので、分筆を実施する前に所管の農政事務所にご相談ください。

<特定生産緑地への指定希望記入表> 指定を希望しない土地の地番については二重線を記載してください。

筆の 番号	所在・地番	地積(m ²)	生産緑地指定日	申出基準日
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号 _____

申請者 (代表者) 住所 _____

氏名 _____ 印 (実印)

電話番号 _____ () _____

特定生産緑地指定同意書

「特定生産緑地指定申請書」(第1号様式)記載の生産緑地について、生産緑地法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地の指定に同意します。

農地等利害関係人【申請者】の同意 (実印による押印) ※ 申請者の方も記入が必要です。

筆の番号 申請書参照	権利の種類 該当権利に○印	申請者 氏名	申請者 住所	押印 (実印)
	(1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()			

農地等利害関係人【申請者以外】の同意 (実印による押印)

筆の番号 申請書参照	権利の種類 該当権利に○印	氏名	住所	押印 (実印)
	(1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()			

同意書の枚数について	生産緑地の一つの箇所番号につき、1枚必要です。
農地等利害関係人について	土地所有者（共有者を含む）のほか、抵当権や借地権、小作権等、土地に関する権利を有する方を指します。
農地等利害関係人が多い場合	対象者が多く表面に収まらない場合は、裏面にも御記入ください。
① 財務省・大蔵省の抵当権 ② 公共施設の地上権 が設定されている場合	①や②の権利者については、市で同意を取得しますので記入不要です。
「筆の番号」について	「特定生産緑地指定申請書」(第1号様式)の「筆の番号」と一致します。 1名の農地等利害関係人が複数の土地に権利を持つ場合は、 1名に対し複数の「筆の番号」を記載してください。

(裏面あり)

横浜市長

提案者
(代表者)

住所

氏名

電話番号

印

特定生産緑地指定提案書

次の生産緑地について、生産緑地法第10条の4第1項に基づき、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地に指定することを提案します。

1 提案生産緑地面積

合計 _____ m²

2 提案生産緑地所在・地番

提案生産緑地明細書(第4号様式)のとおり

3 提案理由

上記2の生産緑地が生産緑地法第10条の2第1項に規定する生産緑地に該当すると思料するため

4 添付資料

- (1) 土地全部事項証明書(登記簿謄本) _____ 通
- (2) 公図 _____ 通
- (3) 案内図 _____ 通
- (4) 提案特定生産緑地指定同意書(第5号様式) _____ 通
- (5) 印鑑登録証明書 _____ 通
- (6) その他書類(地積測量図等) _____ 通

5 その他

提案者 (代表者) 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 _____ () _____

提案生産緑地明細書

筆の 番号	生産緑地 箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	生産緑地指定日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				

※ 記入内容については、あくまでも提案内容ですので、指定決定内容と相違することがあります。

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号 _____

提案者 (代表者) 住所 _____

氏名 _____ 印 (実印)

電話番号 _____ () _____

提案特定生産緑地指定同意書

「提案生産緑地明細書」(第4号様式)記載の生産緑地について、特定生産緑地の指定の提案に合意します。併せて、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地の指定に同意します。

農地等利害関係人【提案者】の同意 (実印による押印) ※ 提案者の方も記入が必要です。

筆の番号 明細書参照	権利の種類 該当権利に○印	提案者 氏名	提案者 住所	押印 (実印)
	(1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()			

農地等利害関係人【提案者以外】の合意・同意 (実印による押印)

筆の番号 明細書参照	権利の種類 該当権利に○印	氏名	住所	押印 (実印)
	(1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()			

同意書の枚数について	生産緑地の一つの箇所番号につき、1枚必要です。
農地等利害関係人について	土地所有者 (共有者を含む) のほか、抵当権や借地権、小作権等、土地に関する権利を有する方を指します。
農地等利害関係人が多い場合	対象者が多く表面に収まらない場合は、裏面にも御記入ください。
「筆の番号」について	「提案生産緑地明細書」(第4号様式)の「筆の番号」と一致します。 1名の農地等利害関係人が複数の土地に権利を持つ場合は、 <u>1名に対し複数の「筆の番号」を記載してください。</u>

(裏面あり)

様

横浜市長 印

特定生産緑地指定通知書

次の生産緑地について、生産緑地法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することとしましたので、通知します。

【注意事項】

- 1 特定生産緑地としての法的効力が生じるのは、申出基準日（生産緑地指定告示から30年を経過する日）以降です。
- 2 特定生産緑地の指定期限は、申出基準日から起算して10年を経過する日であり、指定の期限を延長する場合は、指定期限を迎える前に延長の手続きが必要です。

生産緑地 箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	申出基準日	備考

【担当】

〒

電話：

ファックス：

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

横浜市長 印

特定生産緑地に指定しない旨の通知書

生産緑地法第10条の4第1項の規定に基づく特定生産緑地として指定することの提案（年 月 日 特定生産緑地指定提案書）について、次のとおり指定しないこととしましたので、通知します。

生産緑地 箇所番号	提案年月日	提案生産緑地所在・地番	提案面積 (m^2)	指定しない理由
	年 月 日			

【担当】

〒

電話：

ファックス：

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号 _____

申請者 住所 _____

(代表者) 氏名 _____

電話番号 () _____

特定生産緑地指定期限の延長申請書

生産緑地法第10条の3第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定の期限の延長について、「特定生産緑地指定期限の延長同意書」(第9号様式)のとおり農地等利害関係人の同意を取得しましたので、次の特定生産緑地の指定期限の延長を申請します。

確認欄	<input type="checkbox"/>	次の全ての生産緑地について適正な農地管理を行っています。 (適正な農地管理を行っている場合、口にチェックを付けてください。)
-----	--------------------------	-------------------------------------------------------------------

<特定生産緑地指定期限の延長希望記入表> 延長を希望しない土地については二重線を記載してください。

筆の番号	所在・地番	地積(m ²)	生産緑地指定日	指定期限日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

申請書の枚数について	生産緑地の一つの箇所番号につき、1枚必要です。
土地の数が多いため	土地の数が多く表面に収まらない場合、裏面にも記載がありますので御確認ください。
一つの土地の一部指定を希望する方	地積に二重線を記載し、指定希望面積を余白に記載してください。指定には分筆を行っていただいたうえで地積測量図の提出が必要です。なお、指定要件がありますので、分筆を実施する前に所管の農政事務所にご相談ください。

<特定生産緑地指定期限の延長希望記入表> 延長を希望しない土地については二重線を記載してください。

筆の 番号	所在・地番	地積(m ²)	生産緑地指定日	指定期限日
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				

横浜市長

生産緑地地区 箇所番号 _____

申請者 (代表者) 住所 _____

氏名 _____

印 (実印)

電話番号 _____ () _____

特定生産緑地指定期限の延長同意書

「特定生産緑地指定期限の延長申請書」(第8号様式)記載の特定生産緑地について、生産緑地法第10条の3第1項に規定する特定生産緑地指定期限の延長に同意します。

農地等利害関係人【申請者】の同意 (実印による押印) ※ 申請者の方も記入が必要です。

筆の番号 申請書参照	権利の種類 該当権利に○印	申請者 氏名	申請者 住所	押印 (実印)
	(1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()			

農地等利害関係人【申請者以外】の同意 (実印による押印)

筆の番号 申請書参照	権利の種類 該当権利に○印	氏名	住所	押印 (実印)
	(1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()			

同意書の枚数について	生産緑地の一つの箇所番号につき、1枚必要です。
農地等利害関係人について	土地所有者（共有者を含む）のほか、抵当権や借地権、小作権等、土地に関する権利を有する方を指します。
農地等利害関係人が多い場合	対象者が多く表面に収まらない場合は、裏面にも御記入ください。
① 財務省・大蔵省の抵当権 ② 公共施設の地上権 が設定されている場合	①や②の権利者については、市で同意を取得しますので記入不要です。
「筆の番号」について	「特定生産緑地指定期限の延長申請書」(第8号様式)の「筆の番号」と一致します。1名の農地等利害関係人が複数の土地に権利を持つ場合は、1名に対し複数の「筆の番号」を記載してください。

(裏面あり)

様

横浜市長 印

特定生産緑地指定期限の延長通知書

次の特定生産緑地について、生産緑地法第 10 条の 3 第 1 項に規定する特定生産緑地の指定の期限を延長することとしましたので、通知します。

【注意事項】

特定生産緑地の新たな指定期限は、表中の指定期限日から起算して 10 年を経過する日であり、指定の期限をさらに延長する場合は、新たな指定期限を迎える前に延長の手続きが必要です。

生産緑地 箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	指定期限日	備考

【担当】

〒

電話：

ファックス：

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

横浜市長 印

特定生産緑地指定解除通知書

次の生産緑地については、生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、 年 月 日に特定生産緑地の指定を解除しましたので、通知します。

生産緑地 箇所番号	所在・地番	地積(m ²)	解除の理由

【担当】

〒

電話：

ファックス：

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。